

第4号議案

2025年3月27日
第503回理事会

会費の償却等について (案)

当機関は会員に対し会費を請求し、定款第54条第1項の規定に基づき、会員は会費の請求の通知を受けてから1か月以内に会費を納入しなければならない。

今回、会費の納入を滞納している会員のうち、電気事業の登録取消しにより、今後回収困難が見込まれる脱退会員3者に対する債権を償却する。(これに伴い、当機関の損益計算書の貸倒損失として計上する。)

なお、会費滞納発生時の対応については、昨年と同様、督促・催告を経て、第475回理事会(2024年9月11日)第2号議案において議決を行ったように、定款の規定に基づく公表や国への報告を行い、会計においても適正を期すとともに、必要に応じ勧告、制裁といった選択肢も含め、一層厳正かつ実効的に対処していく。

1. 会費を償却する会員数
3者

2. 償却金額
合計60,000円
[内 訳]
・2022年度会費 10,000円 <1者>
・2023年度会費 20,000円 <2者> ※1者は2年連続の滞納
・2024年度会費 30,000円 <3者>
※1者は2年連続、1者は3年連続の滞納

3. 償却時期
2025年3月31日

4. 償却理由
(1) 小売電気事業の登録取消し

以 上

<参考>
(会費)

第54条 会員は、毎年度、会費の請求の通知を受けてから1か月以内に、会費を納入しなければならない。